

株式会社ふれあい広場 指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 ふれあい広場 が開設する指定特定福祉用具販売事業所「ふれあい広場新座店」（以下事業所という。）が行う、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定（介護予防）福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具の販売を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1、事業の実施に当たっては、利用者である要介護者（要支援者）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2、事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図り、その機能訓練に資すると共に、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。なお、サービス提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ（要介護状態とならないで）自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることを常に意識して行うものとする。

3、利用の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び他の居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4、事業所は、自らその提供する指定特定（介護予防）福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5、指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。また、指定特定介護予防福祉用具の販売にあたっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法でサービスの提供を行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 ふれあい広場 新座店
- 二 所在地 新座市東北2-29-12

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1、管理者 1人(常勤・福祉用具専門相談員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定(介護予防)福祉用具販売サービスの提供に当たるものとする。

2、福祉用具専門相談員 2人以上

福祉用具専門相談員は、特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等の専門的な援助を行い、特定(介護予防)福祉用具販売を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1、営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月30日 13:00から

1月3日までと、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。

2、営業時間 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時30分まで。

土曜日 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う品目及び利用料その他の費用の額)

第6条 1、指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

一 指定(介護予防)特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定(介護予防)福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文書を示して特定(介護予防)福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定(介護予防)福祉用具の販売に係る同意を得る。

二 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定(介護予防)福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

三 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定(介護予防)福祉用具の調整を行うとともに、当該特定(介護予防)福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

四 居宅(介護予防)サービス計画に指定特定(介護予防)福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定(介護予防)福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。

五 居宅(介護予防)サービス計画が作成されていない場合は、介護保険法施行規則第71(90)条第1号第3項に規定する居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給の申請に係る特定(介護予防)福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

六 指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すると共に、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

2 特定福祉用具の品目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第94条）に定める全種目とする。

3 事業所は、特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合には、介護保険法第44条3項に規定する、現に当該特定（介護予防）福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。なお、指定特定（介護予防）福祉用具販売に係る販売費用の額の支払いを受けた場合は、以下の書類を利用者に対して交付する。

- 一 事業所の名称
- 二 提供した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

4 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- 一 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の費用 実費
- 二 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う特定（介護予防）福祉用具販売に要する交通費 無料（徴収しない）

5 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第7条 通常の事業の実施区域は、新座市、志木市、朝霞市、三芳町とする。

（個人情報の保護）

第8条 1、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第9条 1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 入社後6ヶ月以内に行なう。
- 二 継続研修 年1回程度実施する

2 事業者及び従業者は、別に定める個人情報保護規程に基づき、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

また、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、事業者は、従業者との雇用契約において、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない旨、定めるものとする。

3 この規程に定めるほか、運営に関して必要な事項は、株式会社ふれあい広場代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成20年2月1日から施行する。

平成24年4月1日 改定施行。 平成25年6月1日 改定施行。

平成26年1月1日 改定施行。 平成29年11月24日 改定施行。

平成30年1月1日 改定施行。 令和2年2月1日 改定施行。